

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・5・21
						決裁	27・5・21
						施行	・

## 秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 3 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 27 年 5 月 21 日 (木) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 10 時 50 分		
開催場所	議会第 4 会議室		
出席者	文化会館長	人権推進課長	くらし安全課長
	地域福祉課長	こども育成課長	森林づくり課長
	農産課長	産業政策課長	図書館長
	スポーツ振興課課長代理(スポーツ振興担当) 環境保全課課長代理(環境緑政担当) 高齢介護課主査(在宅高齢者支援担当)		
	健康づくり課主任主事(成人健康担当) 公共施設再配置推進課長(グループリーダー)		
	事務局	公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 減免ガイドライン(素案)について		
	2 その他		
配付資料	資料 公共施設の使用料の減免に対するガイドライン(素案)		
	利用者負担の適正化に向けた実証実験チラシ(案)		
会 議 結 果			
<p>① 方針の策定時の議論では、庁内でも「減免は全廃すべき」という意見もあった。しかし、全廃した場合には利用者への影響が大きく、公共的役割を担っている団体もあることから、全庁的な統一基準のもとでその活動内容を厳しく審査することにより、減免制度の運用を徹底していくということで、このガイドラインを策定する。</p>			
<p>② 本日の資料については、あくまで「素案」であり、各施設の利用状況や団体の情報などを集約し、より現場での判断がしやすい内容で策定したい。今後、意見照会を行うので、ご協力をお願いしたい。</p>			
<p>③ 所管する審議会の委員に自治会役員が含まれている。減免の基準(案)について、自治会役員等への説明はどのようになっているのか。 ⇒ 自治会役員への説明の時期や方法は、市民自治振興課と調整している。現素案の内容であっても、懇親など特異な利用をしていない限り、通常の自治会の利用形態であれば、現行の減免は維持されるので、影響のある自治会は限定的ではないか。</p>			
<p>④ 資料別表の団体の中に、委嘱を受けた非常勤公務員など、「公共的団体」という区分が適さないと思われる団体がある。 ⇒ 「公共的団体等」としており、広くとらえているが、表現については、今後法制上の解釈なども参考に調整していきたい。</p>			
<p>⑤ 「大会・展覧会等・行事における判断基準」において「市民の誰もが自由な意思により参加することができる競技会」とあるが、参加費を徴収して主催者(団体)の運営経費に充てるような場合も減免の対象にするのかという問題がある。 ⇒ 現素案の「誰もが自由な意思により」とは、「参加する意思をもつ市民であれば自由に人数を揃えてチームを結成し、必要な道具類を調達し、参加できる」という広い意味で使っている。利用の実態に即して加筆するものがあるようであれば、意見照会の際に具体的な事例を出してほしい。</p>			
<p>⑥ 障害者手帳の所有者などの取り扱いが書かれていない。 ⇒ ガイドラインは、現行の減免の基準のうち、判断が難しい事例などを整理するもの。手帳については、所有しているか否かという明確な判断があるので、現時点では整理していない。しかし、取扱いで苦慮している事例があれば、全庁的に整理する必要もあると思われるので、意見照会の際に出してほしい。</p>			

- ⑦ 今後のPTの開催予定はどのようなか。  
⇒ 減免ガイドラインの内容が固まった時点で、一度PTを開催し、ここまでの内容を全庁的に共有したうえで、具体的な使用料の検討に入る予定である。
- ⑧ 実証実験（新規開放施設の試行的開放）においても、この減免基準（案）を適用するのか。  
⇒ 現時点では適用しない方向である。
- ⑨ 実証実験（新規開放施設の試行的開放）について、公民館と同様に団体利用を原則としたいので、その旨を資料に記載して周知して欲しい。  
⇒ 資料には追記する。しかし、個人利用に近い形（家族や親戚など）で利用したいという場合、任意の団体名を付して申請するという事も可能であり、団体利用に限定し続けることに課題もあるだろう。正式運用にあたっては、議論していきたい。

備考	
----	--